

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 6 月 17 日

厚生労働省

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令案について、令和 8 年 4 月 23 日（木）から同年 5 月 24 日（日）まで御意見を募集
したところ、9 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめまし
たので、公表いたします。

なお、意見募集時の概要の「2. 改正の概要」の「安衛法第 65 条の 3 第 1 項から第 3 項までの
規定に係る指定作業場」については、下記のとおりとする修正を行った上で政令を制定すること
としましたので、公表いたします。

- ・労働安全衛生法第 65 条の 3 第 1 項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場
合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- ・労働安全衛生法第 65 条の 3 第 2 項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働
省令で定めるもの
- ・労働安全衛生法第 65 条の 3 第 3 項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場
合における当該作業環境測定を行う作業場

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただき
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	個人サンプリング法（C・D 測定）の登録 を行っていない者であって、個人ばく露測定 講習を修了したものは、第三管理区分に区分 された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の 方法等（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以 下「第三管理区分告示」という。）において 規定されている個人サンプリング法（C・D 測定）をしてよいか。 作業環境測定士の登録区分ごとに実施する ことができる業務を明確に示していただきた い。 また、登録証の書換えにおいて、コスト削 減を考慮した電子的な方法を検討いただきた い。	個人ばく露測定に関する講習について は、今後、省令で詳細を定める予定ですが、 すでに公布されている有機溶剤中毒予防規 則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有 機則」という。）第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号等の測定は、第三管理区分告示で示し ている C・D 測定の手法を活用した方法によ り測定を行う場合を含め、有機則第 28 条の 3 の 4 に定めるデザイン及びサンプリング に関する講習を受講していれば、作業環境 測定法に定める個人サンプリング法（C・D 測定）の講習を修了し、登録を受けていな くとも、同測定を実施することが可能とさ れています。

		ご意見を踏まえ、すでに講習を受講した者に不利益が生じないように、省令を検討してまいります。 また、登録証の書換えに係る御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 65 条の 3 第 3 項の規定により個人ばく露測定を行う作業場」とは、濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う作業場又はリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場において個人ばく露測定を行う作業場と理解してよいか。 また、「個人ばく露測定」とは、一般的には、「労働者の身体に装着したサンプラーを用いて、労働者の呼吸域における物質の濃度を測定すること」と理解がされているが、「安衛法第 65 条の 3 第 3 項の規定により個人ばく露測定を行う作業場」の「個人ばく露測定」についても同様の理解でよいか。	安衛法第 65 条の 3 第 3 項において、安衛法第 57 条の 3 第 1 項の規定による調査（以下「リスクアセスメント」という。）を行うに当たって、必要に応じて作業環境測定を行うこととされています。 このうち、「必要に応じて作業環境測定を行う」場合には、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年指針公示第 3 号）及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和 5 年技術上の指針公示第 24 号。以下「技術上の指針」という。）においてリスクアセスメントの手法の 1 つとしてお示ししている以下の場合が含まれることを今後通達で示す予定です。 ① リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために個人ばく露測定を行う場合 ② 濃度基準値が設定されている物質について、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合 ③ 濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、個人ばく露測定を行う場合 また、お尋ねの「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握

		するために行うものであって（作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第 2 条第 3 号）、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うものであることを今後、関係省令等においてお示しする予定です。
3	示された政令案には具体的な内容がなく、意見の書きようがない。もっと具体的な内容を再度示すべきである。	本政令案は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）の施行に伴い、作環法第 2 条第 4 号等の規定に基づき、必要な規定の整備を行うものです。より具体的な内容については、今後関係省令等において規定する予定です。
4	保護具として防護マスクを使用している場合、測定装置はマスクの中に装着するのか。それともマスクの外側に装着し、マスクでの吸入防止や吸入量軽減などを考慮しない測定になるのか。	技術上の指針において、 ・ 労働者のばく露の程度については、呼吸用保護具を使用している場合は、呼吸域の内側の濃度で判断することとしつつ、 ・ 実際に呼吸用保護具の内側の濃度の測定を行うことは困難であるため、労働者の呼吸域（使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径 30 センチメートルの、顔の前方に広がった半球の内側をいう。）における物質の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除して、呼吸用保護具の内側の濃度を算出することができる旨をお示ししています。
5	個人サンプリング法（C・D 測定）の登録を受けていない者が、個人ばく露測定講習を受講した場合、安衛法第 65 条第 1 項の規定による作業環境測定や安衛法第 65 条の 3 第 2 項の規定による作業環境測定を、個人サンプリング法（C・D 測定）により行うことは可能か。	個人ばく露測定は、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものであって、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うものであることについて、今後、省令で詳細を規定する予定です。一方で、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 10 条第 5 項等で定める個人サンプリング法（C・D 測定）は、有害物を取り扱う作業が行われる作業場所の作業環境の管理区分を決定

		し、環境改善対策の必要性を明らかにするもの（いわゆる「場の測定」）であって、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて測定を行うものです。 このように、両者の目的は異なるものであるため、作業環境測定法に基づく個人サンプリング法（C・D測定）の登録を受けていない者は、有機則第28条の3の4に定めるデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した場合であっても、安衛法第65条第1項又は第65条の3第2項の規定による作業環境測定（いわゆる「場の測定」）を個人サンプリング法（C・D測定）により行うことはできません。
6	1. 他事業所に所属する作業環境測定士又はオキュペイショナルハイジニストの有資格者が指示・管理を行う場合において、作業環境測定士の資格を有していない者であっても、講習を受講していれば、個人ばく露測定に係るサンプリング業務を実施することは可能か。 2. リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う作業場における個人ばく露測定に作業環境測定士の関与が必要となった場合、屋外で実施する個人ばく露測定の実施者についても、作業環境測定士の資格が必要となるか。 3. 有規則等に係る個人ばく露測定や濃度基準値設定物質以外のリスクアセスメント対象物に係る個人ばく露測定を実施する場合、分析については第一種作業環境測定士が必ず実施する必要があるか。 4. 第一種作業環境測定士は、必ずしも登録区分（特化物、有機溶剤等）以外の分析に精通しているわけではないため、全てのリスクアセスメント対象物の分析について、第一種作業環境測定士に委ねることで十分な精度管	1・3・4について ご質問の内容については、今後関係省令等において規定する予定です。 2について 屋外作業場における測定は、その精度を担保することが難しいことから、安衛法第65条の3第3項において作業環境測定士による実施を義務付ける個人ばく露測定は、屋内事業場で実施するものに限定することを通達でお示しする予定です。そのため、屋外で実施する測定については、作業環境測定士の資格は必要ありません。なお、有害な業務を行う屋外作業場等において事業者が講ずべき措置について、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン（平成17年3月31日付け基発第0331017号厚生労働省労働基準局長通達）」において、「測定の実施には、個人サンプラーの取扱い等について専門的な知識・技術を必要とすることから、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい」旨を示しています。

	理が担保されとする考え方には、やや無理がある。	
7	1. 自律的な化学物質管理の制度のもとでは、リスクアセスメントの手法は事業者の裁量に委ねられている一方で、ばく露状況の実測確認の段階においてのみ、作業環境測定法上の指定作業場として一律に作業環境測定士による実施を義務付けることは、事業者の自律的かつ柔軟な化学物質管理を阻害するものであり、自律的な化学物質管理の制度全体の趣旨と大きく矛盾する。 2. 作業環境測定の実施者を作業環境測定士等に限定した場合、日程調整やコストが障壁となり、現場の迅速な改善措置を妨げる要因となる。現場を熟知する自社社員のうち、一定水準の講習を修了したものによる測定を法的に許容する方が、労働者の安全衛生水準の向上に寄与する。 3. 全測定を作業環境測定士が行うと仮定した場合、実施体制の破綻が危惧され、リスクアセスメントの推進に歯止めがかかるのではないか。	1について 安衛法第 65 条第 1 項の規定による作業環境測定のうち、測定に相当高度の知識・技術を要し、労働者に重篤な健康障害を生ずる恐れのある業務を行う作業場については、その測定精度を担保するため、作業環境測定士による測定の実施が義務付けられております。同様に、リスクアセスメント対象物の個人ばく露測定についても、リスク見積もりの結果、一定以上のリスクがある場合等、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められることから、作業環境測定士による測定の実施を義務付けるものです。 なお、リスクアセスメントの手法には、個人ばく露測定以外にも様々な手法が存在するため、個人ばく露測定を行うかどうかは事業者により判断されるものです。今般の安衛法第 65 条の 3 第 3 項に係る指定作業場に関する改正は、事業者の判断によりリスクアセスメントの手法として個人ばく露測定を選択した場合には、作業環境測定士等による実施を義務付けるものであり、自律的な化学物質管理の制度趣旨に合致しています。 2について 個人ばく露測定は、ばく露濃度が濃度基準値の 1 / 2 を超えるおそれがあるなど、一定以上のリスクがある場合等に、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められるものです。このため、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求め

		られない測定については、作業環境測定士による測定は義務付けられません。また、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって省令で定めるものについては、省令で定める者に補助させることができることとしており、具体的な業務や補助者の要件については今後省令でお示しする予定です。 3について 2のとおり、すべての測定を作業環境測定士が行わなければならないわけではありませんが、厚生労働省としては、今後とも、必要な作業環境測定が作業環境測定士によって実施されるよう、講習機関による適切な講習の実施等、体制の整備に努めてまいります。
8	1 多くの事業者にとって当該政策の内容はやや複雑であり、理解に齟齬が出ないよう工夫いただきたい。 2 本政令案の実効性を高めるには、作業環境測定士の一層の確保が前提となるため、対応をお願いしたい。また、事業者は、測定対象物の分析が可能な分析機関の情報を参考に対応を進めるため、既に整備いただいている濃度基準値設定物質に係る分析可能機関一覧の更新・拡充に加え、各種分析機関への働きかけを行うなど、より一層の情報提供をお願いしたい。さらに、個人ばく露測定に関する事業者の様々な課題に対応する相談窓口を開設し、課題の抽出や対応策の提供などの支援を実施いただきたい。 3 新たに指定作業場とされる作業場において実施される個人ばく露測定の結果を受けた設備改善や適切な呼吸用保護具の選択などの対応については、別途の考え方に従うことになると考えるが、この理解で正しいか。	1について ご意見を踏まえ、施行通達、Q & A等で分かりやすく周知を図ってまいります。 2について 厚生労働省としては、今後とも、必要な作業環境測定が作業環境測定士によって実施されるよう、講習機関による適切な講習の実施等、体制の整備に努めるとともに、厚生労働省ホームページで公開している「濃度基準値設定物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧」の充実を図ることを検討します。また、個人ばく露測定制度に関する個別の事案については、所轄の労働基準監督署でご相談が可能です。 3について 測定の結果を踏まえた呼吸用保護具の選定方法等については、有機則、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第577条の2及び技術上の指針で

		規定されている現行の取扱いから変更する予定はありません。
9	個人ばく露測定制度化に当たっては、対象範囲、測定・分析方法、評価と是正措置、記録保存等の具体的な運用を早期に明確化することが不可欠である。しかし、現時点では事業者の実務対応に必要な具体化がなお不十分であるため、政省令、告示、通知、技術上の指針、Q & A等により早期に明確化することを求める。	今後公布予定の省令案等の概要については、できるだけ早期にパブリック・コメントにてお示しさせていただきます。また、省令等の公布後に、施行通達、Q & A等をお示しすることで、分かりやすく周知を図ってまいります。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。